

全国一斉

労働相談

ホットライン

36(さぶろく)きょうていをまもるろうどう

0570-036-610

※上記は特設番号です。6/10以外は御利用いただけませんので御注意ください。
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

弁護士が
無料で
対応します

2019/6/10(月)

10:00~16:00

大学の試験を
受けられないほど
バイトのシフトが入る...

バイトを辞めたいのに
辞めさせてくれない...

次の更新がない...

パワハラ
セクハラ
がひどい...

残業代が
出ない...



こんなことはありませんか…？

- ・実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・残業代が支払われない
- ・上司から怒鳴られる
- ・残業が多すぎて疲れてしまった…
- ・明日から来なくてもいいと言われた
- ・会社でケガをしたのに「労災手続」を取ってもらえない
- ・しつこく退職を迫られています
- ・次は更新しないという契約書にサインをすれば今回だけ更新すると言われた

主催：日本弁護士連合会・釧路弁護士会

※実施案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますのであらかじめ御了承ください。